

## 在宅医療介護連携推進員業務（おかよし地域）委託仕様書

## 1 委託業務名

在宅医療介護連携推進員業務（おかよし地域）委託

## 2 業務の趣旨

医療等に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関及びその他の関係者の連携を推進することを目的とする。

## 3 業務場所

みよし市地内

## 4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 5 準拠法令等

業務実施に当たり、本仕様のほか介護保険法第115条の4第2項第4号、みよし市在宅医療介護連携推進事業実施要綱（平成27年4月1日）及び令和3年度みよし市地域包括支援センター運営方針（令和3年4月1日）を参考とすること。

## 6 業務の内容

おかよし地域の在宅医療介護連携推進員（以下「推進員」という。）の業務は、次のとおりとする。ただし、令和2年度第4回地域包括ケア推進会議で決定した在宅医療介護連携推進取組進捗管理表をもとに、発注者及び他地域の地域包括支援センター（以下「他のセンター」という。）と協働して行うこととする。

## (1) 地域の医療及び介護の資源の把握

おかよし地域包括支援センター（以下「センター」という。）に別に配置される第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員と協働し、おかよし地域（以下「担当地域」という。）内の医療及び介護資源の把握に努め、必要に応じて発注者が作成する高齢者福祉マップへの掲載等に情報提供すること。また、関係機関が実施する医療資源の把握等に協力すること。

## (2) 在宅医療及び介護の連携に係る課題の抽出及び対応策の検討

みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成27年10月7日）第2条第1号に基づき開催するみよし市地域包括ケア推進会議及び在宅医療・介護連携対応施策検討作業部会（以下「作業部会」という。）に出席し、担当地域の在宅医療及び介護の連携の現状と課題等を必要に応じて提起しながら、対応策について関係者と検討すること。ただし、みよし市地域包括ケア推進会議は、発注者の指示がある場合に出席するものとし、作業部会は毎回、出席すること。なお、センターの他の職員が代理することは

差し支えないものとする。

- (3) 切れ目ない在宅医療及び介護の提供体制の構築の推進  
    (2) の作業部会により具体的な検討を行うこと。
- (4) 医療及び介護関係者間の情報共有に対する支援  
    豊田みよしケアネットに関することに協力すること。
- (5) 在宅医療及び介護連携に関する相談への支援  
    センターが実施する総合相談において在宅医療や在宅医療と介護が連携して対応する事例等の相談対応又は相談内容の把握をすること。医療関係者や介護スタッフ等からの在宅医療と介護連携に関する相談に対応すること。
- (6) 医療及び介護関係者への研修の実施  
    発注者と協働して実施する研修に協力すること。
- (7) 地域住民への在宅医療及び介護連携に関する普及啓発  
    在宅医療及び介護連携に関する普及啓発活動として発注者と協働して行うこと。
- (8) その他推進員の活動として有益となる会議及び研修に参加すること。  
    参加した会議及び研修に関しては、センターの他の職員に伝達し、情報の共有をすること。また、発注者の求めに応じて会議議事録等の提供ができるようにすること。

#### 7 在宅医療介護連携推進員の要件

推進員は、常勤換算0.5人以上配置すること。複数名配置する場合には管理責任者を定めること。ただし、推進員は、以下の資格要件を全て満たすこと。

- (1) 看護師、社会福祉士又は介護支援専門員を有している者
- (2) 医療と介護の両方の用語理解等の知識を持って、双方とコミュニケーションが図れる者

#### 8 提出書類

	提出書類等	提出時期
①	工程表	契約締結後5日以内
②	管理技術者通知書（経歴書を添付）	契約締結後5日以内
③	7（1）の資格証明（免許の写し等）	契約締結後5日以内
④	業務計画書	令和4年4月末日まで
⑤	月報	翌月10日まで
⑧	実績報告書	契約履行期間の末日まで
⑨	完了届	契約履行期間の末日

## 9 委託料の支払い

- (1) 契約約款に関わらず委託料の支払い時期は、4月、7月、10月及び1月の年4回とし、支払い金額は均等割とする。100円未満の端数については最終月に支払うものとする。
- (2) 前号の規定による委託料の支払いに当たっては、受注者は請求書により発注者に請求を行う。

## 10 秘密の保持

受注者は、本業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

## 11 その他

- (1) 消費税法第6条に基づき、法別表第1第7号ハに規定する事業に該当するため非課税とする。
- (2) 仕様書に明記がない場合であっても、業務目的に照らし適切に対応すること。なお、仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。